

第六十四回帝國議會
衆議院

工業組合法中改正法律案委員會會議錄(速記)第五回

會議

昭和八年三月一日(水曜日)午後一時三十分
開議

出席委員左ノ如シ

委員長 丹下茂十郎君

理事森田 福市君 理事水久保甚作君

理事田島勝太郎君

助川啓四郎君 小高長三郎君

松尾 孝之君 山田 又司君

鷺野米太郎君 鈴木 寅彦君

野村 嘉六君

二月二十八日委員田尻生五君辭任ニ付其ノ
補闕トシテ水久保甚作君ヲ議長ニ於テ選定
セリ

二月二十八日理事田尻生五君委員辭任ニ付
其ノ補闕トシテ三月一日水久保甚作君理事
ニ當選セリ

出席國務大臣左ノ如シ

商工大臣 男爵中島久萬吉君

出席政府委員左ノ如シ

商工政務次官 岩切 重雄君

商工省工務局長 竹内 可吉君

商工書記官 小島 新一君

商工書記官 北村保太郎君

保險事務官 大塚 健治君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

工業組合法中改正法律案(政府提出)

保險業法中改正法律案(政府提出、貴族院
送付)

○丹下委員長 是ヨリ會議ヲ開キマス、此
工業組合法中改正法律案ノ質疑ハ、大體前
回ヲ以チマシテ、逐條審議マデ終了致シタ
ノデアリマス、今日ハ採決ヲ致シタイト存
ジマス、討論ニ移リマス、發言ノ御通告ニ
依ッテ順次御願致シマス

○森田委員 工業組合法ノ改正案ハ當然ノ
改正デアルト思ヒマスカラ、贊成致シマ
ス

○野村委員 吾々モ此改正案ハ適當ナルコ
ト、存ジマスカラ、贊成ヲ致シマス

○丹下委員長 森田君、野村君ノ贊成ノ御
意見ノ外、他ニ御異議モナイヤウデアリマ
スカラ、本案ハ本院ニ於テ可決スベキモノ
ト決定ヲ致シマス、次ニ付託サレテ居リマ
スル保險業法中改正法律案ノ審議ニ入りタ
イト思ヒマス、主管大臣ヨリ發言ヲ求メラ

レテ居リマス——中島商工大臣

○中島國務大臣 只今本委員會ニ上程ニナ
リマシタ保險業法中改正法律案ノ、提案ノ
理由ヲ御説明申上ゲタイト思ヒマス、御案
内ノ通り保險業法ハ、明治三十三年ニ制定
セラレタモノデアリマシテ、其後明治四十
五年ト、昭和二年ノ兩度ニ互リマシテ、一
部改正方行ハレタノデゴザイマスガ、經濟
界竝ニ保險事業界ノ現狀ニ照シマシテ、尙
ホ運用上大ニ不便ヲ感ズル點ガアリマスル
ガ故ニ、此際保險業法中一部改正ヲ致シタ
イト考ヘル次第デゴザイマス、今回ノ改正
ノ要點ハ第一ニ株式會社ト相互會社トノ間
ニ於テ、保險契約ノ移轉ヲ爲シ得ル途ヲ拓
キマシタコト、第二ニハ相互會社ノ合併、
保險契約移轉及解散ノ決議方法ヲ簡易ナラ
シメタイト申ス二點デゴザイマス、保險事
業ノ整理合同ニ付キマシテハ、政府ニ於キ
マシテモ一般被保險者ノ保護ヲ基調ト致シ
マシテ、豫テヨリ種々意ヲ用ヒテ來タ所デ
アリマシテ、著々其實效ヲ擧ゲテ居リマス
ガ、現行保險業法ノ規定上、保險契約ノ移
轉ハ株式會社相互間カ、又ハ相互會社相互

付託議案

工業組合法中改正法律案(政府提出)
保險業法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

間ニ非ザレバ之ヲ爲シ得ザルコト、竝ニ相
互會社ニアリマシテハ、合併及保險契約移
轉ノ決議ガ極メテ實行困難デアルコトノ、
二ツノ難點ガアリマス爲ニ、是ガ右ノ整理
合同ヲ圓滑ニ遂行スル上ニ多大ノ障礙ト
ナッテ居ルノデゴザイマス、仍テ現行保險業
法ノ規定ヲ改正致シマシテ、保險契約ノ移
轉ニ關スル規定ヲ、普ク株式會社及相互會
社ニ通ズル如ク改メマシテ、株式會社相互間
及相互會社相互間ハ勿論ノコト、株式會社
ト相互會社トノ間ニ於キマシテモ、之ヲ爲
シ得ルコト、シ、株式會社ト相互會社トノ
間ニ於テ之ヲ爲ス場合ノ手續ハ、株式會社
ニ付キマシテハ、株式會社相互間ノ移轉ノ
場合ノ手續規定ヲ、又相互會社ニ關シマシ
テハ、相互會社相互間ノ移轉ノ場合ノ手續
ヲ其儘適用スルコト、致シマシタ、第二ニ
相互會社ノ合併、保險契約移轉及解散ノ決
議ニ付キマシテハ、現行法上ハ總社員ノ半
數以上ガ出席致シマシテ、其四分ノ三以上
ノ決議ヲ以テ之ヲ爲サネバナラヌコトニ
ナッテ居リマスルノデアリマスルガ、會社ノ
發展ニ伴ヒマシテ社員數モ著シク増加致シ

マシテ、三十萬人以上ノ社員ヲ有シマスル相互會社モアル今日ノ實情ニ於キマシテ、其半數以上ノ出席、竝ニ其四分ノ三以上ノ同意ヲ要求スルガ如キコトハ、事實上實行著シク困難デアリマシテ、結局相互會社ハ合併モ、保險契約移轉モ爲シ得ザルコト、ナリマス結果、之ヲ改メマシテ右ノ決議モ他ノ決議ト同様ニ、社員總會ニ代ルベキ機關、所謂社員總代會、又ハ評議員會ニ於キマシテモ、之ヲ爲シ得ルコト、致シマシタ、但シ斯ノ如キ重要ナル事項ハ、總社員ノ關與ヲ俟ッテ決定スベキ性質ノモノデアリマスカラ、右ノ方法ニ據リマシタ場合ニハ公告ヲ致シマシテ、二箇月以上ノ期間ヲ定メマシテ、社員ニ對シ異議ヲ述ベ得ル機會ヲ與ヘマシテ、總社員及總保險金額ノ十分ノ一以上ノ異議ガアツタ場合ニ於テハ、右ノ決議ハ之ヲ實行出來ナイヤウニ致シマシタノデゴザイマス、此手續ハ現行法ノ株式會社ノ合併及保險契約移轉ノ場合ノ手續ヲ準用致シタノデゴザイマス

以上述べマシタ點ガ、今回提出致シマシタ保險業法中改正法律案ノ要旨、竝ニ之ヲ提案スルニ至リマシタ事由デゴザイマス、何卒慎重御審議ノ上、御協賛ヲ與ヘラレムコトヲ御願致シマス

○丹下委員長 此場合一寸御諮リヲ致シマスガ、今日ハ大臣ノ説明ヲ聽取スルニ止マシテ、質疑ハ次會ニ致シタイト思ヒマスガ、御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○丹下委員長 尙ホ此場合一寸御諮リヲ申上ゲテ置キマスガ、委員ノ田尻生五君ガ辭任ニナリマシテ、水久保甚作君ガ其補闕トシテ當選サレマシタ、田尻君ハ理事デアリマシタノデ、理事一名缺員ニナツタノデアリマスガ、此理事ノ補闕ハ、委員長ノ指名ニ御一任ヲ願ッテ差支アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○丹下委員長 然ラバ水久保甚作君ヲ理事ニ指名致シマス——今日ハ是デ散會致シマス

午後一時四十二分散會